

令和7年度

地震・津波における危機管理マニュアル



沖縄県立中部農林高等学校
沖縄県立中部農林高等支援学校

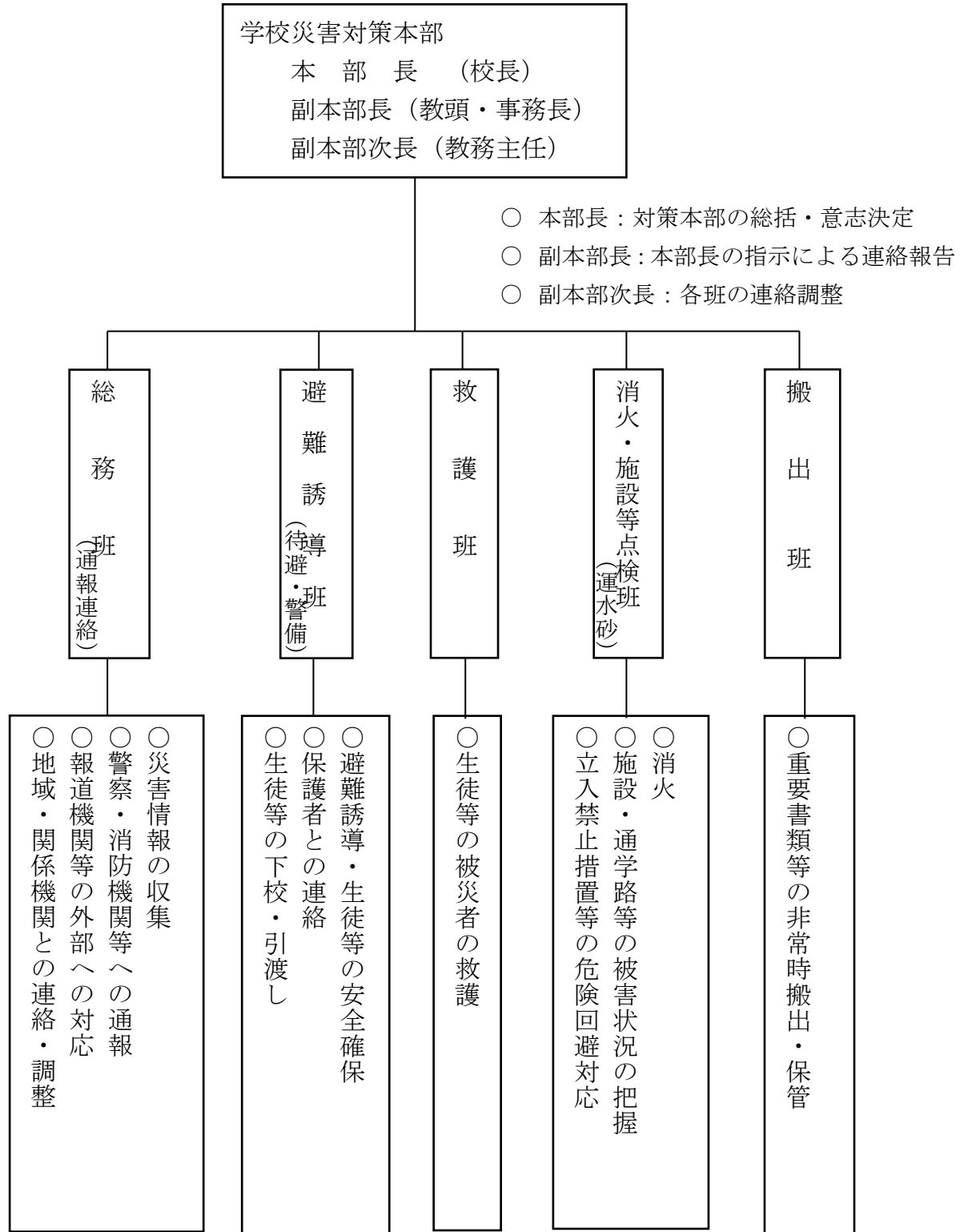
目 次

1	災害対策本部の組織	1
	(1) 災害対策本部組織図	
	(2) 各班の職務内容及び職員割当	
2	地震・津波について	3
	(1) 地震	
	(2) 津波警報・注意報の種類	
	(3) 津波に関する情報が発せられた場合及び強い揺れを感じた場合の一般的対応	
3	教職員在校時の災害対応マニュアル	5
	(1) 基本的な対応	
	(2) 普通教室等で大規模な地震が発生した場合の基本的な対応	
	(3) 特別教室棟等での基本的な対応	
	(4) 大津波警報が発令された場合の基本的な対応	
	(5) 津波警報発令時、下校指導に保護者との連絡を要する地域	
	(6) 避難経路図	
	①大津波の到達時間が10分以内の場合（避難経路①）	
	②大津波の到達時間が60分以上の場合（避難経路②）	
	③大津波の到達時間が120分以上の場合（避難経路②）	
4	学校外活動中の災害対応マニュアル	14
	(1) 基本的な対応	
	(2) 具体的な対応例	
5	教職員休日時の災害対応マニュアル	17
6	避難所開設マニュアル	18
	(1) 避難所開設に係る流れ	
7	授業再開に向けた対応マニュアル	19
8	情報連絡体制	21
9	報道機関への対応	22

1 災害対策本部の組織

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として校長室または、職員室に学校災害対策本部を設置し、学校として組織的な災害対応にあたる。

(1) 災害対策本部組織図



(2) 各班の職務内容及び職員割当

※ 係名は別に定める

	職 務 内 容	必要な備品等	係 名
総務班 (通報連絡)	○学校災害対応マニュアルをもとに各班に的確な指示・要請を行う。 ○すべての児童生徒等に状況を連絡する。 ○校内の通信網を確保する。 ○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集にあたる。 ○通信内容・決定事項・行動等を記録する。	○学校災害対応マニュアル ○学校施設配置図 ○ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機 ○緊急活動記録日誌等	教頭 事務長 教務主任
避難誘導班 (待避・警備)	○災害の種類・程度に応じた的確な指示をし、児童生徒等を安心させる。 ○負傷者の程度を確認し、救護班に連絡する。 ○指定された避難経路や安全な経路により生徒等を避難させる。 ○集合場所でクラス単位に生徒等を整列させ、点呼を行う。 ○点呼の結果を本部に報告する。 ○負傷者・行方不明者を本部に報告する。 ○緊急事態がおさまるまで生徒等を監督し、情報を伝え、元気づける。	○緊急連絡用(引渡し)カード等	学級担任・ 副担任
救護班	○応急手当をする。 ○負傷者の応急手当の状況を記録する。 ○被災者の場所を本部に報告し、必要に応じ応援を要請する。 ○被災者の場所を記録する。 ○生徒等の身体等を確認する。	○応急手当の備品 ○健康カード ○担架・毛布・水 ○バール・のこぎり ○A E D 等	養護教諭
消火施設等点検班 (運水砂)	○火災発生場所を確認し、状況報告をする。 ○小規模な火災の消火を行う。 ○非常持出品を搬出する。 ○点検結果を記録する。 ○常に複数で行動する。	○消火器 ○ヘルメット・のこぎり・革手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴 ○学校施設配置図 ○防災施設配置図 ○危険標識・立入禁止標識 ○道具箱等	
搬出班	○重要書類等の搬出・保管。	○保管金庫等	事務部 教務学籍

2 地震・津波について

(1) 地震

気象庁の震度階級は「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10階級となっている。

階級	人の体感・行動	屋内の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。

(2) 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報が発表される。

種 類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m～5m、 5m～10m、 10m以上
	津 波	高いところ3m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m～3m
津波注意報		高いところで1m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.2m～1m

（気象庁 HP より）

(3) 津波に関する情報が発せられた場合及び強い揺れを感じた場合の一般的対応

強い地震を感じたら （弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時にも）	海岸にいる人たちに海岸から離れ 高台か指定の避難ビルへ 津波の危険が予想される地域の 皆さんも直ちに避難
津波警報がでたら （揺れを感じなくても） 大津波：高い所で3m以上 津 波：高所で1m以上	
津波注意報がでたら （揺れを感じなくても） 高い所で1m程度 ラジオ・テレビ・防災放送 （広報用スピーカー、広報車など）に注意	海岸にいる人は近くの高いところへただちに 避難 津波の危険が予測される地域の皆さんはいつ でも避難できるように
警戒宣言が発令されたら	津波の危険が予想される地域の皆さんはただ ちに避難 様子をみている余裕はありません。避難勧告 を待ってはいけません。 市町村指定の避難地や危険予想地域外への 親類や知人宅へなどへ

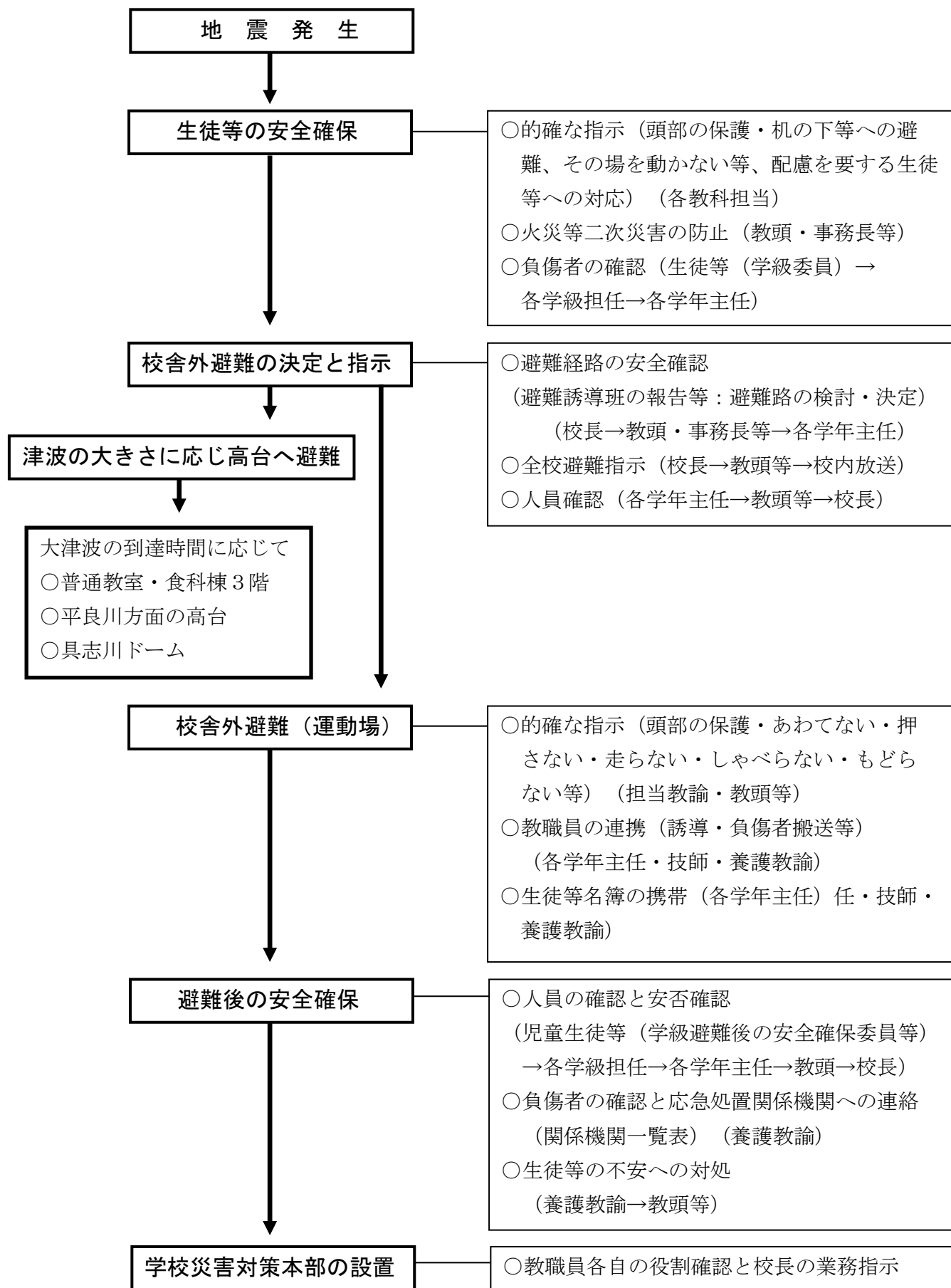
（静岡県教育委員会マニュアルより）

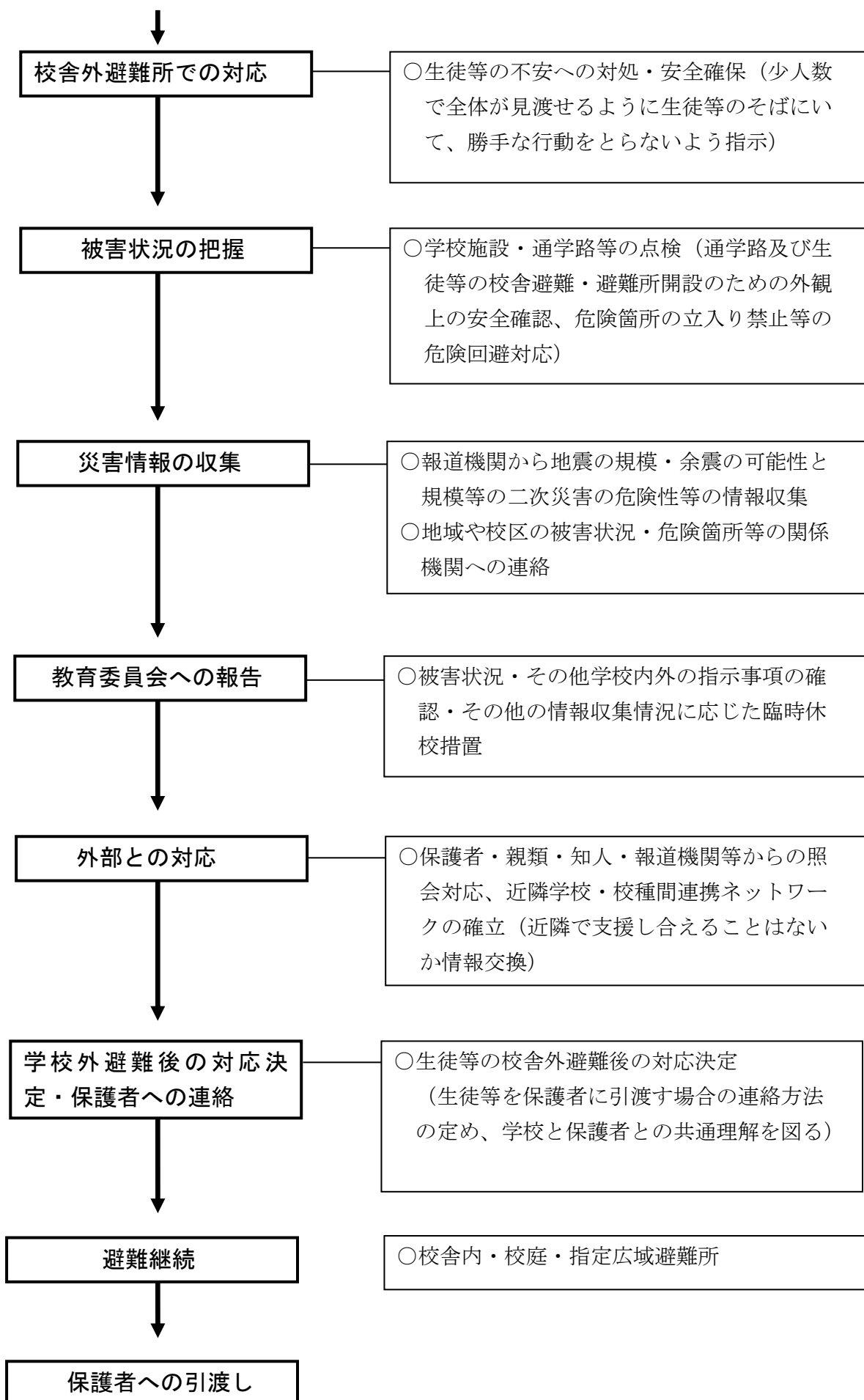
津波に対する心得

- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通して入手する。
- 津波注意報でも、海辺での活動は行わない。
- 必ずしも第1波が最大とは限らない
- 少なくとも12時間は警戒が必要である。火元確認・施設設備の点検等、学校再開に向けた準備

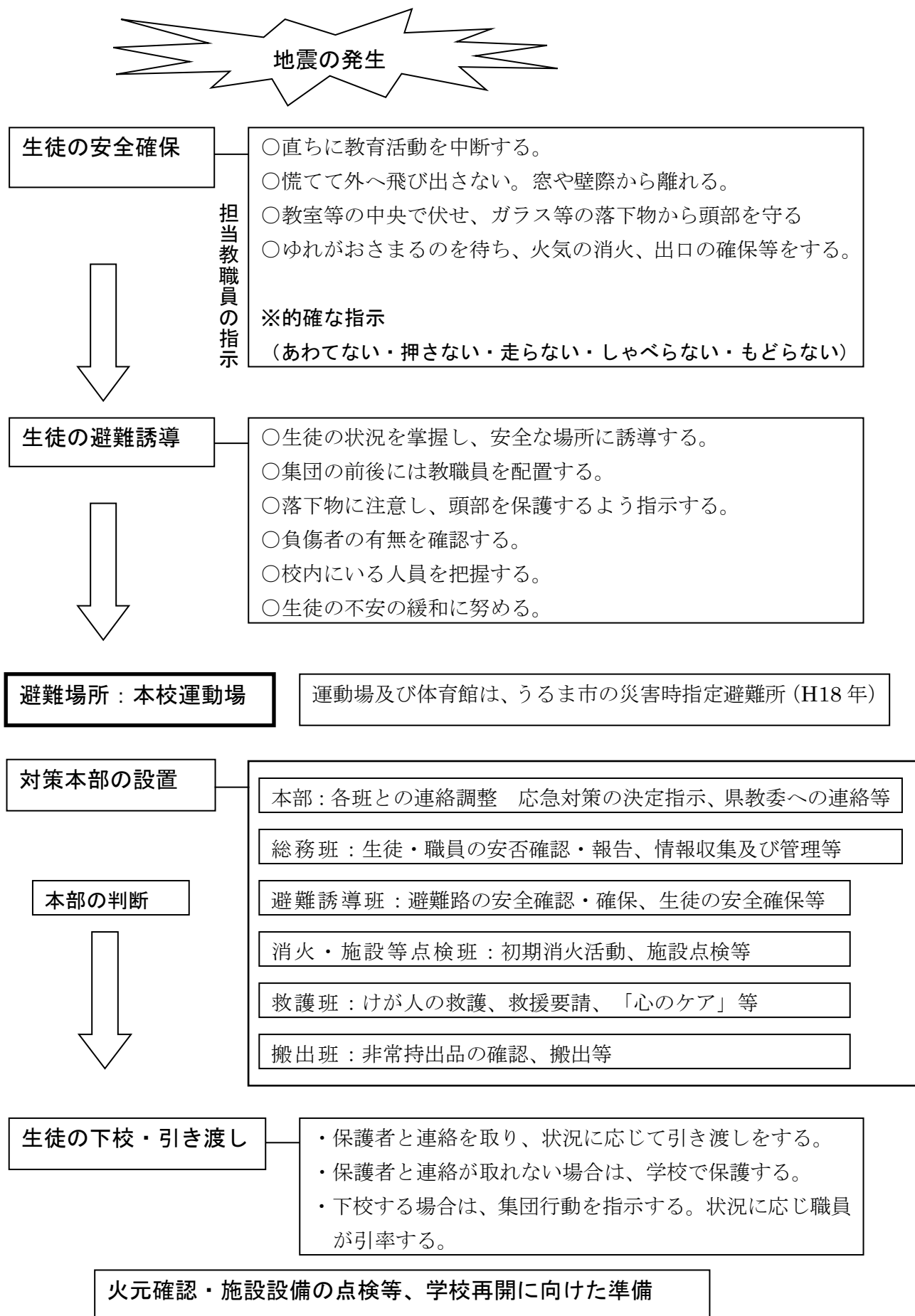
3 教職員在校時の災害対応マニュアル

(1) 基本的な対応





(2) 普通教室等で大規模な地震が発生した場合の基本的な対応

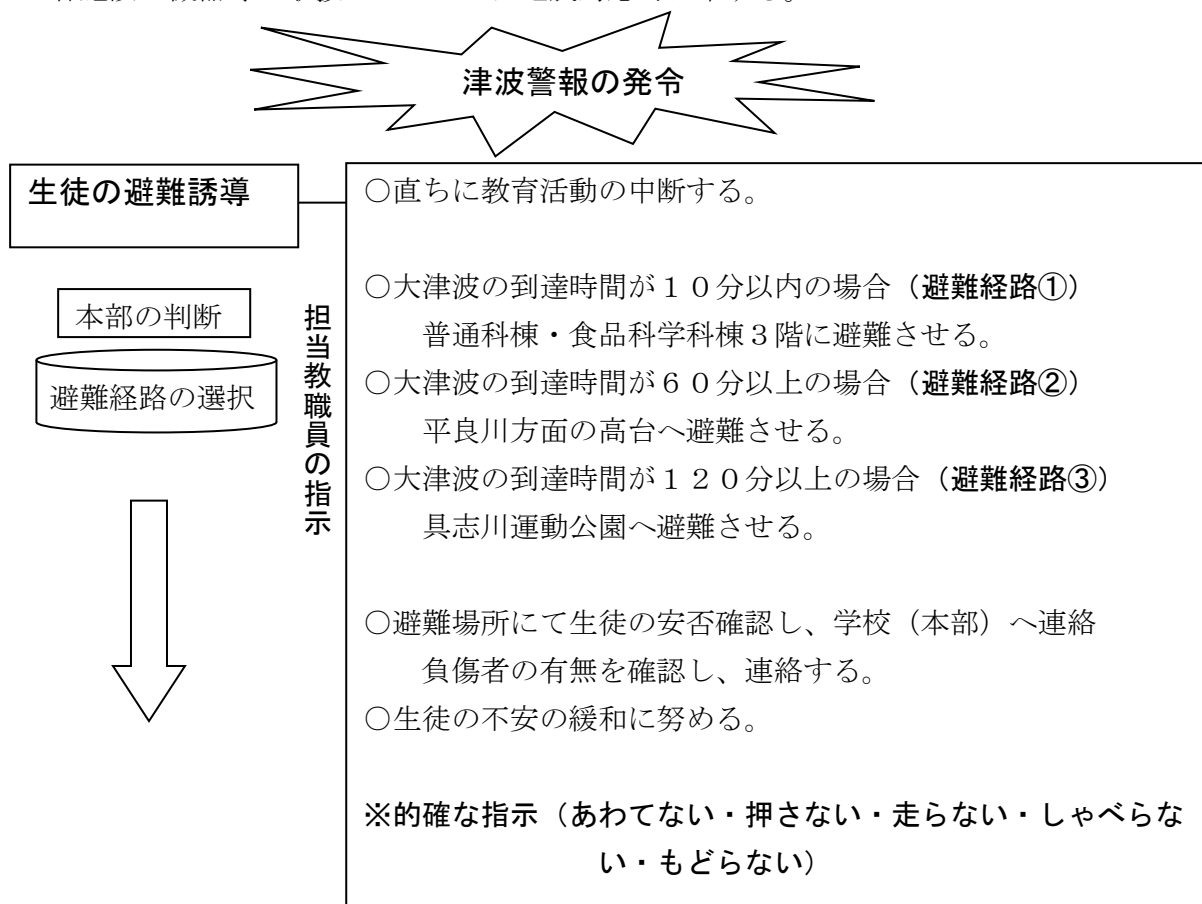


(3) 特別教室棟等での基本的な対応

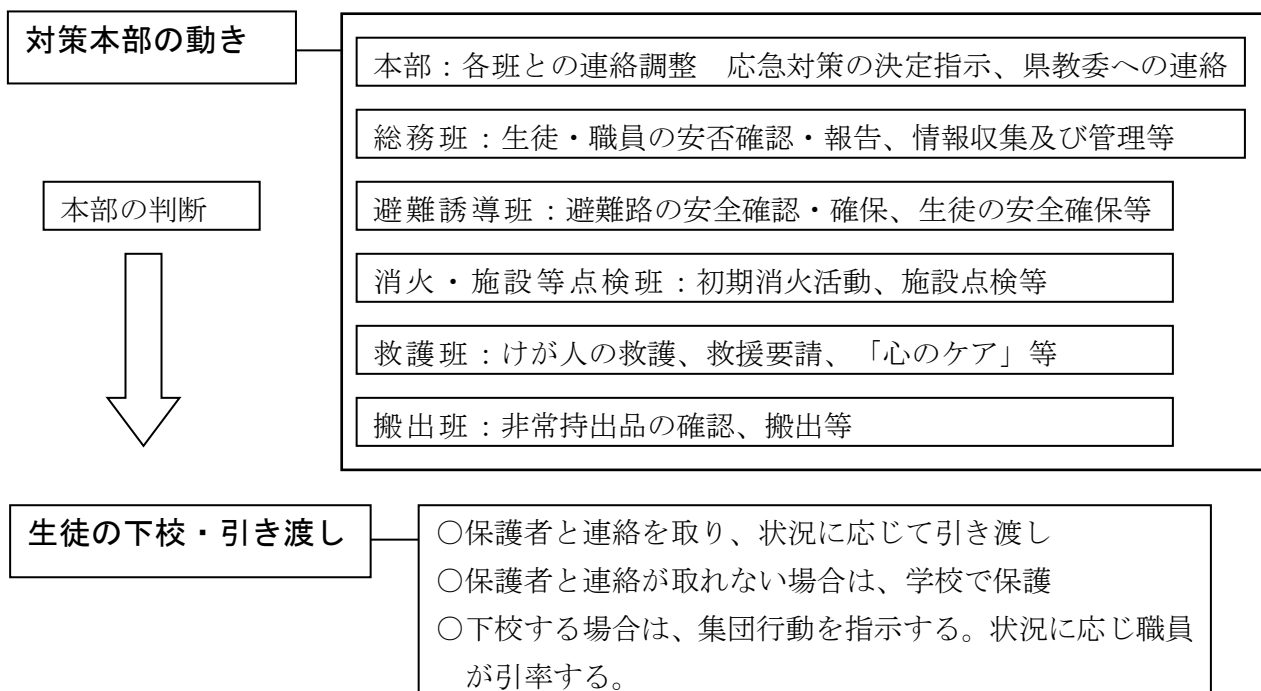
プールでの授業	○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。 ○ゆれがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。 ○避難準備（サンダル・靴を履き・衣服やバスタオルで身を守るよう指示する。） ○避難経路に従って移動させる。
理 科 室	○生徒の安全確保は普通教室の場合に準ずる。 ○火気使用中の場合は揺れがおさまってから消火し元栓を閉める。 ○アルコールランプの栓、ガスバーナーの元栓を閉める。
家庭科室	○生徒の安全確保は普通教室の場合に準ずる。 ○火気使用中の場合は揺れがおさまってから消火し元栓を閉める。 ○アイロン等の電熱機器の電化製品は、コンセントを抜く。
農 場 (温室・機械室)	○生徒の安全確保は普通教室の場合に準ずる。 ○トラクターや電動機等は揺れがおさまってから停止させ、人や緊急車両等の通行を妨げない位置に移動させる。 車両はカギを付けたままにしておく。 ○ガス溶接使用中の場合は揺れがおさまってから消火し燃料ポンベの元栓を閉める。
食品製造施設	○生徒の安全確保は普通教室の場合に準ずる。 ○火気使用中の場合は揺れがおさまってから消火し元栓を閉める。 ○オーブンの元栓やコンセントを抜く。 ○ボイラーの停止と燃料タンクの元栓を閉める。
バイオ実験室	○生徒の安全確保は普通教室の場合に準ずる。 ○火気使用中の場合は揺れがおさまってから消火し ガスコンロ、クリーンベンチのガスバーナーの元栓を閉める。 オートクレーブ使用中の場合は、コンセントを抜く。

(4) 大津波警報が発令された場合の基本的な対応

各施設の機器等の取扱いについては地震対応時に準ずる。



避難場所：普通科棟3階、食品科学科棟3階・平良川方面（高台）・具志川ドーム



火元確認・施設設備の点検等、学校再開に向けた準備

(5) 津波警報及び津波注意報発令時、下校指導に保護者との連絡を要する地域

以下の地区は津波浸水警戒区域指定されており津波発生時には保護者に引き渡しを行う。連絡が取れない場合は、学校にて、避難(待機)させる。

うるま市地区

具志川地域

昆布・天願・宇堅・赤野・具志川・川田・塩屋・豊原・前原・州崎

石川地域

石川東恩名・石川曙・石川・石川石崎・石川白浜・石川赤崎・石川東山

島しょ地域

与那城平安座・与那城平宮・与那城桃原・与那城上原・与那城宮城・
与那城池味・与那城伊計・勝連浜・勝連比嘉

沖縄市東部地区

泡瀬第二・古謝・東桃原・大里・泡瀬第一・泡瀬第三・泡瀬・高原・比屋根
与儀・海邦町・新港地区・東部海浜地区

近隣町村

北中城村：渡口・和仁屋・熱田・仲順

中城村：久場・添石・安里・奥間・北浜・南浜・和宇慶・津覇・泊・

北谷町：桑江・砂辺・港・美浜・宮城・北前・謝刈

嘉手納町：兼久・嘉手納・水釜

読谷村：古堅・渡具知・大木・都屋・楚辺・喜名・儀間・長浜・波平・
高志保・瀬名波

恩納村：真栄田・塩屋・山田・仲泊・前兼久・富着・谷茶・赤崎・安富祖・
名嘉真

金武町：金武・中川地区・伊芸・屋嘉

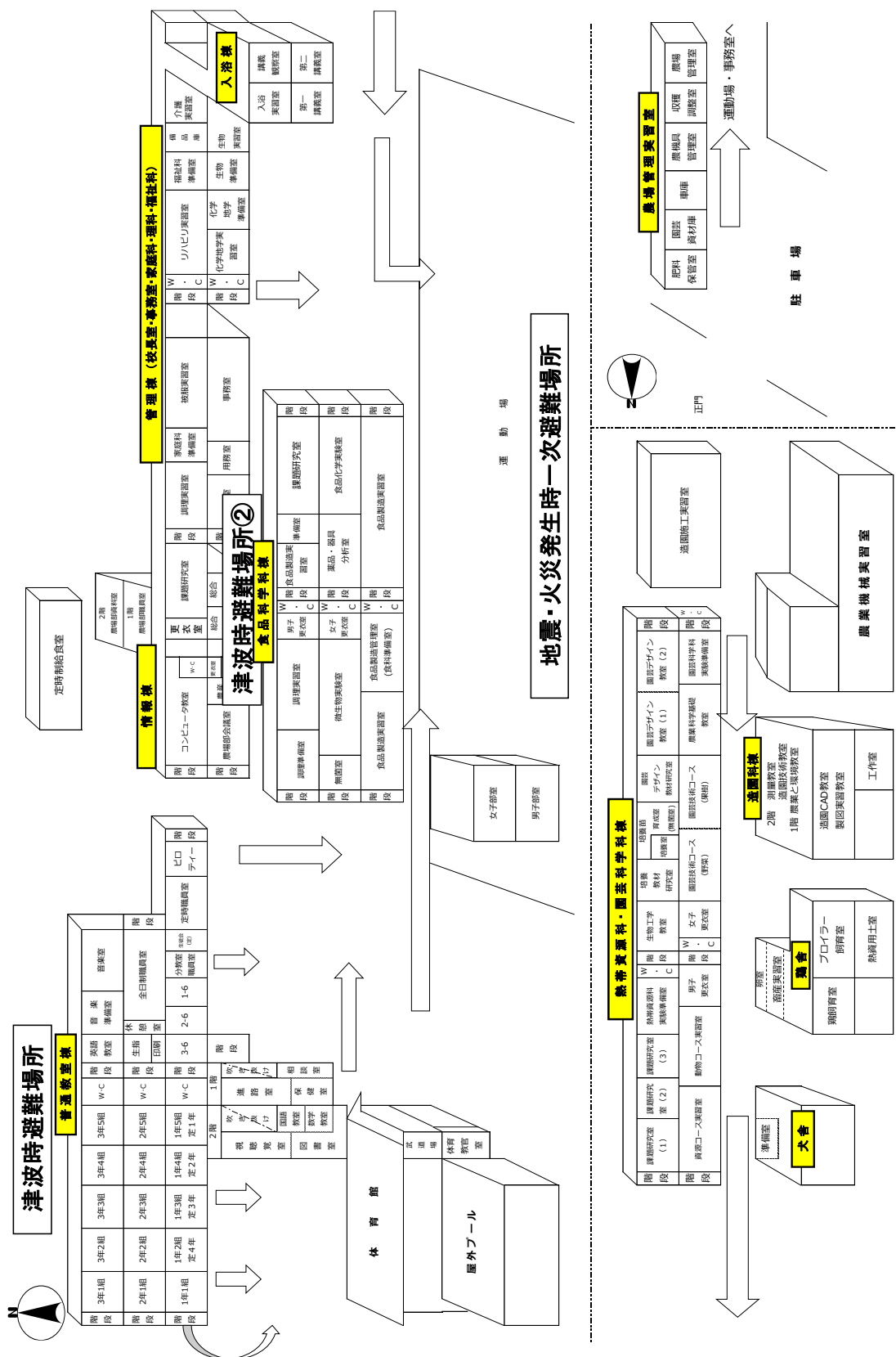
宜野座村：漢那・宜野座・惣慶・松田

(6) 避難経路図

①大津波の到達時間が10分以内の場合（避難経路①）

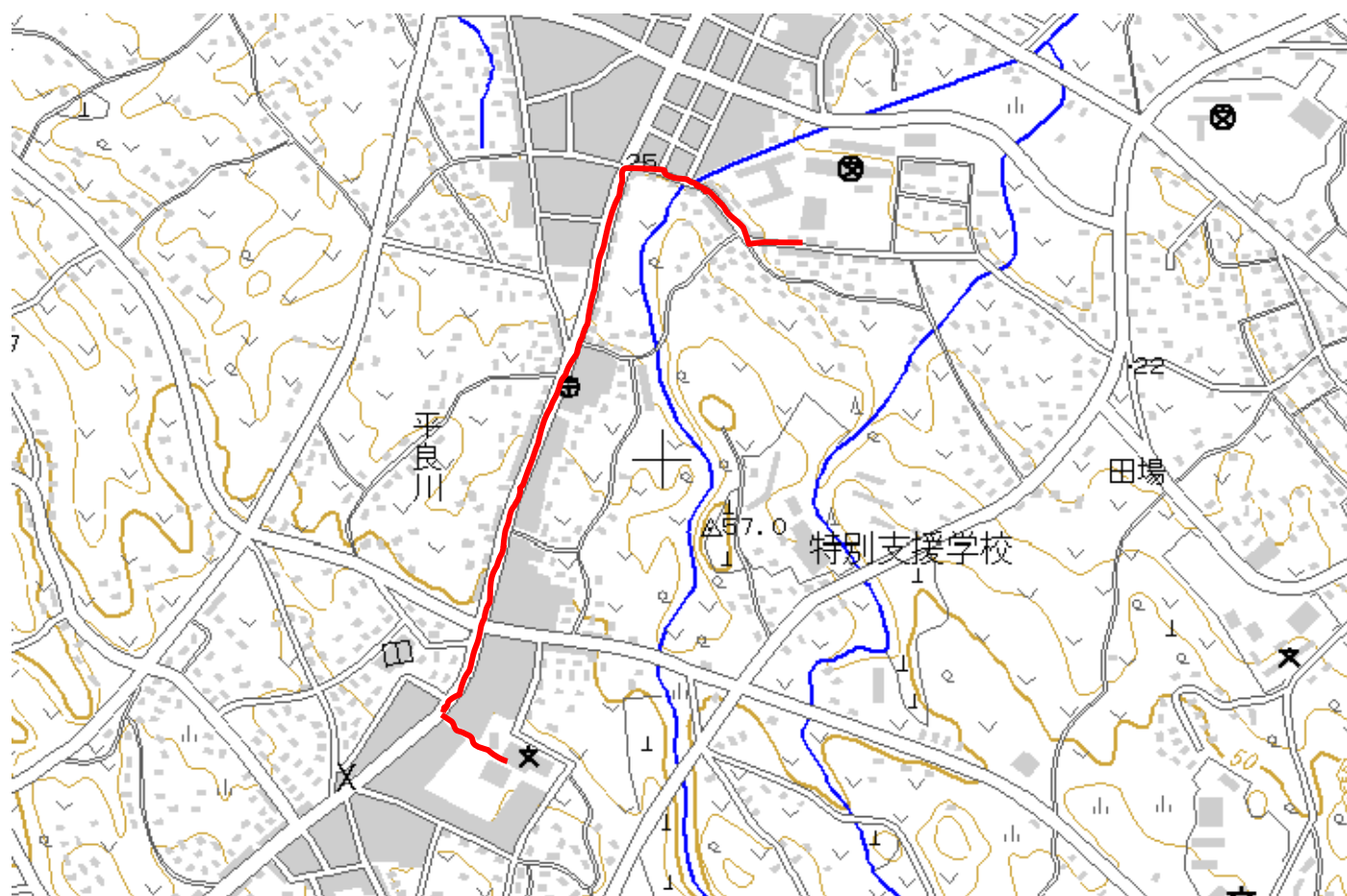
普通教室・体育館で授業している場合は、普通教室棟3階へ避難する。

管理棟（福祉・家庭・理科）、農場で授業している場合 食科棟へ3階へ避難する。



②大津波の到達時間が60分以上の場合（避難経路②）

本校裏門から誘導し、兼原小学校へ避難する。



- 各交叉点には、避難誘導の職員を配置し、交通安全には十分注意して、誘導する。
- 学級担任及び副担任は学級を掌握し、スムーズな避難行動ができるよう生徒への指示を行う。

③大津波の到達時間が１２０分以上の場合（避難経路②）

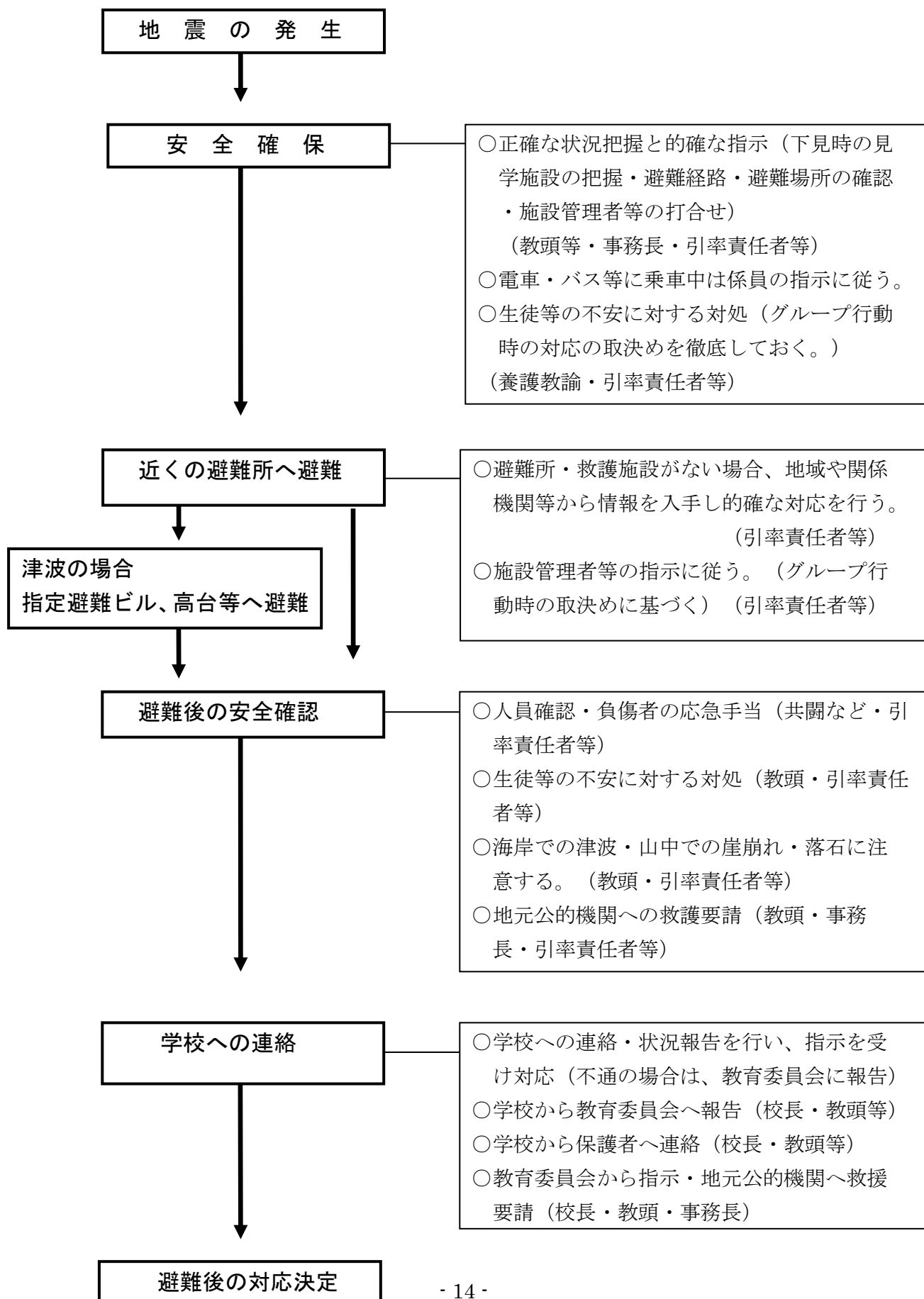
本校裏門から、具志川ドームに向けて誘導し、避難する。



- 各交叉点には、避難誘導の職員を配置し、交通安全には十分注意して、誘導する。
- 学級担任及び副担任は学級を掌握し、スムーズな避難行動ができるよう生徒への指示を行う。

4 学校外活動中の災害対応マニュアル

(1) 基本的な対応



(2) 具体的な対応例

現場実習時

各競技大会の場合

生徒の行動

- 教職員または研修先の責任者の指示に従い、避難する。
- 教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は防災行政無線等の放送をよく聞いて、近くの高い建物や高台等、できるだけ高いところに急いで避難する。
- 避難後の行動は教職員または研修先の責任者の指示に従う。

学校(職員)

- 災害発生後、対策本部を設置し、対応策について検討等する。
- 引率教職員は現場の状況や津波情報等から避難が必要な場合は、生徒を安全な場所に避難させ、状況を本部(学校)に報告する。
- 学校は引率教職員と連絡をとり、状況を把握し、必要な指示をする。
- 引率教職員は避難完了後、人員確認を行い本部(学校)へ報告する。
- 学校は交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について、引率教職員に指示する。状況に応じて、応援の教職員を派遣する。また、各保護者への安否確認の連絡を行う。
- 引率教職員は帰校及び現地解散の対応を行い、状況を本部(学校)へ報告する。
- 学校の対応等について、教育委員会へ状況を報告する。

県外研修旅行

- 生徒の行動は上記に準ずる。
- 研修先の責任者の指示に従い、避難する。
- 分散して避難をしている場合は生徒に避難先から引率教職員や本部(学校)に連絡させる。
- 引率教職員は安全確認後、各避難先を回り、生徒の安否を確認すると共に帰校の準備を行う。状況に応じて応援の引率を要求する。
- 避難が長期に及ぶ場合は現地への支援を講ずる。

国外研修の場合

- 生徒の行動は上記に準ずる。
- 研修主管課(教育委員会等)に連絡を取り、情報収集を行う。
- 保護者に連絡を取り、現地の状況や安否状況を報告する。
- 研修主管課(教育委員会等)の指示に対応できるよう、対策本部を設置する。
- 保護者への対応は迅速に行う。

自宅(休日・夜間等)

生徒の行動

- ・ ガラス等の落下物から身を守る。
- ・ 地震がおさまったらテレビやラジオ等の津波予報を確認する。
- ・ 避難が必要な場合は、市町村や地域が指定している避難所へ急いで避難する。
- ・ 緊急を要する場合は、近くの高い建物や高台等、できるだけ高いところに急いで避難する。

学校(職員)

- ・ 地震や津波による災害が発生した場合は、可能な限り学校等に参集し、情報収集や教育委員会に被害の状況報告等を行う。
- ・ 生徒及び家族の安否確認をする。
- ・ 学校の被害状況の把握をする。
- ・ 教職員の安否確認をする。

登下校時の場合

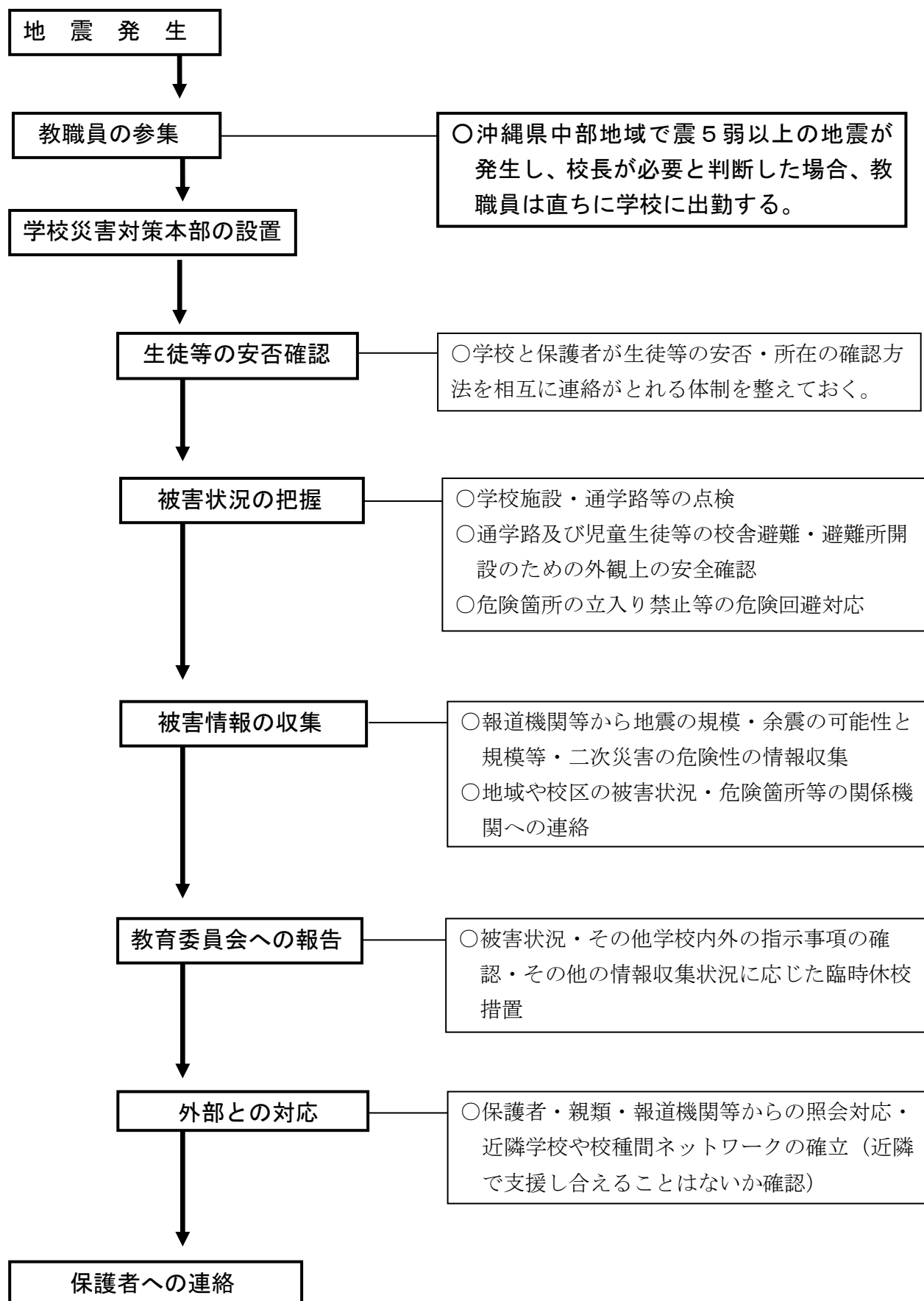
生徒の行動

- ・ ガラス等の落下物から身を守る。
- ・ 防災行政無線等の放送により、津波の発生状況について確認する
- ・ 非難が必要な場合は、防災行政無線等の放送をよく聞き、近くのできるだけ高い建物や高台に急いで避難する。
- ・ 避難場所からの移動は、防災行政無線等の放送をよく聞いて安全が確認された後に行う。
- ・ 可能な範囲内で自分の所在を家庭や学校に連絡する。

学校(職員)

- ・ 生徒の所在確認と状況に応じて保護を行う。
校内・通学路・避難場所
- ・ 下校できる状況にある場合は、集団で下校させる。保護者への引き渡しが必要な場合は、引き渡す。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。
- ・ 学校の対応等について、教育委員会へ状況を報告する。

5 教職員休日時の災害対応マニュアル

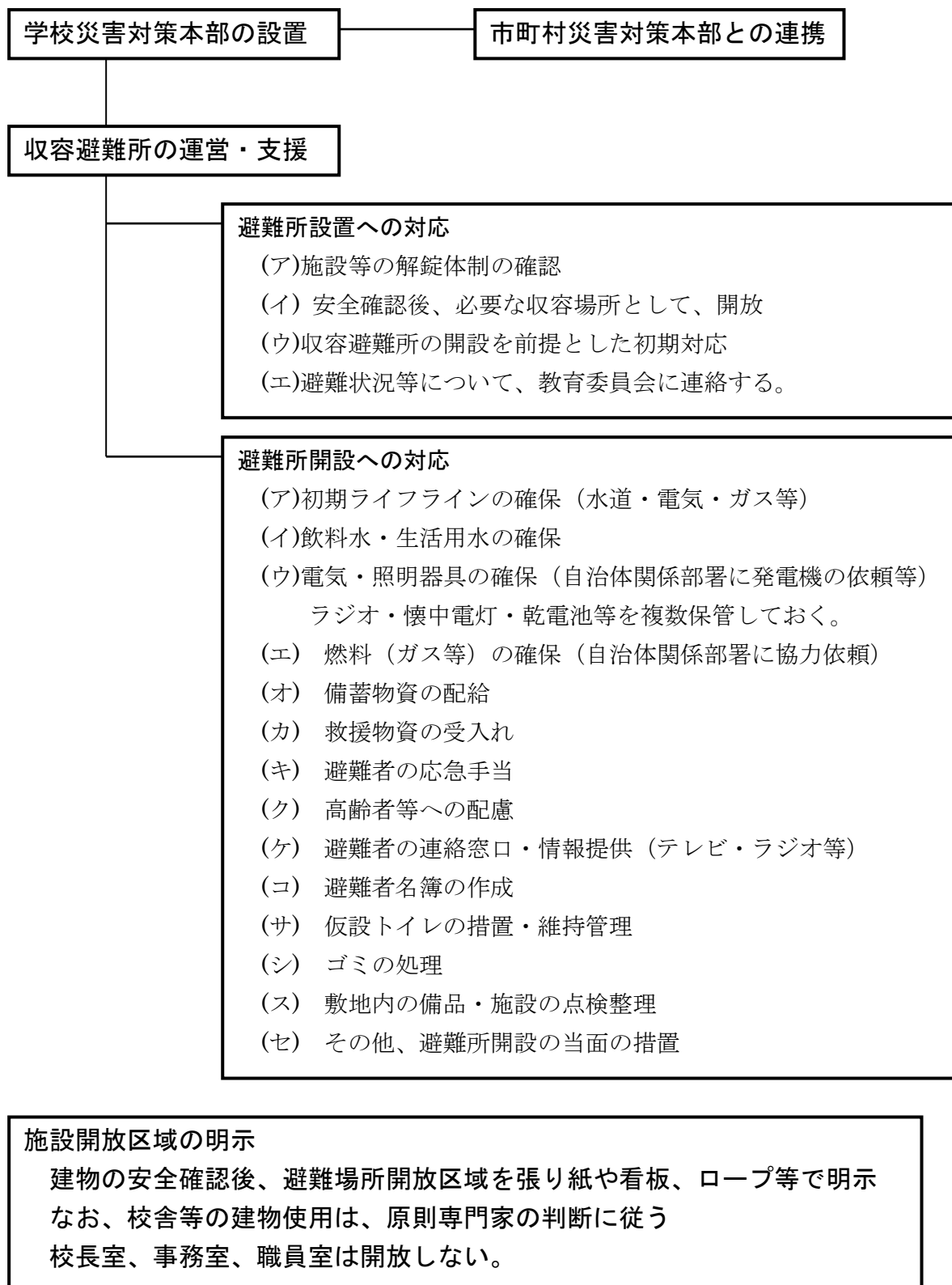


6 避難所開設マニュアル

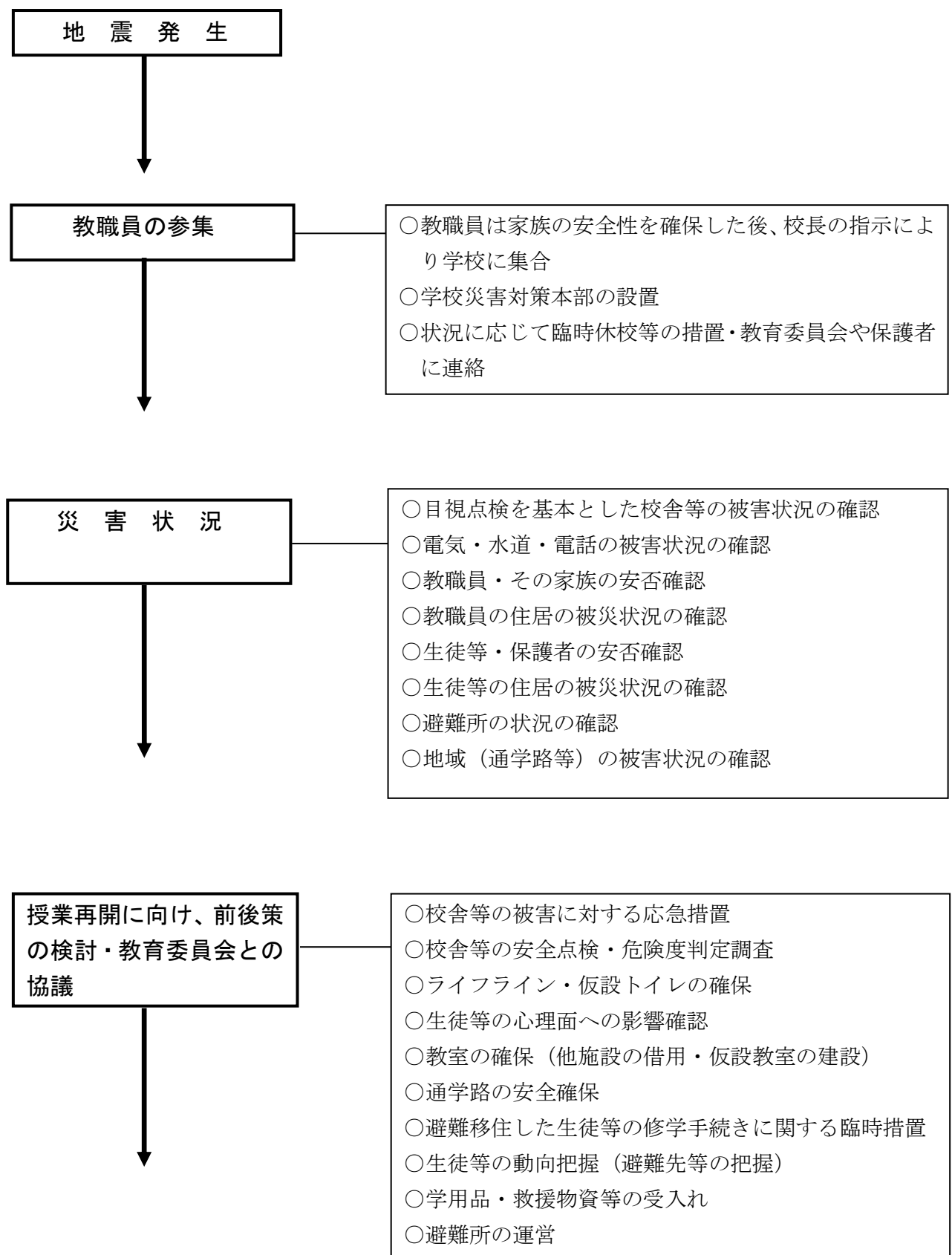
市町村災害対策本部から収容避難所の開設要請があった場合には、収容避難所とし開放する校舎等の区域を災害対策本部と協議の上、決定する。

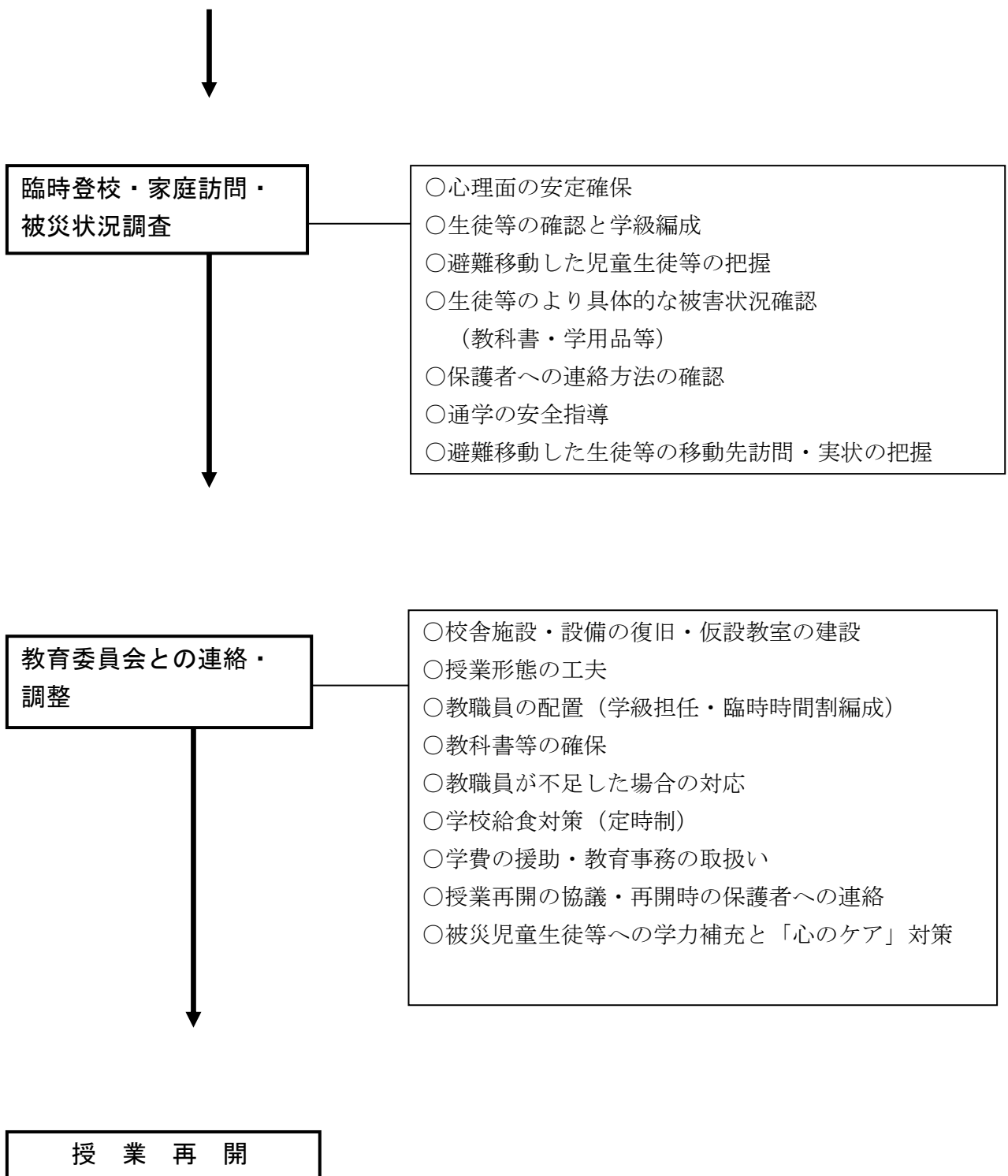
校長等は、自校を収容避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告の上、学校の臨時休業について協議する。

(1) 避難所開設に係る流れ

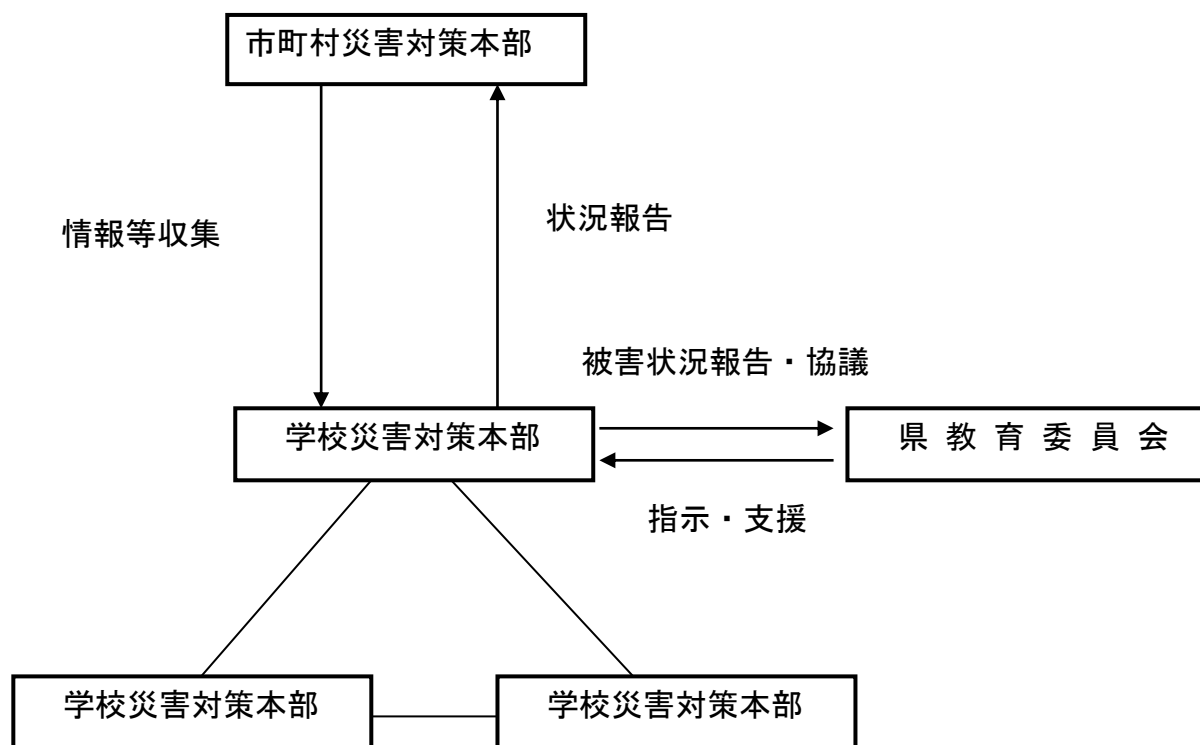


7 授業再開に向けた対応マニュアル





8 情報連絡体制



9 報道機関への対応

1 対応の基本姿勢

(1) 積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。

また、事実を隠蔽しているのではないかなどの誤解を生じさせないように、決して拒否的な態度はとらない。

ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。

※ 一方的に「取材に応じられない」といった対応は決してしないこと。

(2) 誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないように公平に行う。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

説明は、責任者（管理職等）が窓口となり対応する。責任者が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り責任者から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有する。

(2) 報道機関への要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請する。

【例】

- 校地内への立入り可能場所について
- 児童生徒等に対する取材の可否について
- 取材場所及び時間について
- 記者会見の予定について

(3) 取材者の確認

報道機関から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録する。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成等する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議を行う。

(5) 明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違っただけで説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。

(6) 教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。

(7) 記者会見

取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。

参考資料

- 1 危機管理マニュアル
平成13年10月 沖縄県教育委員会
- 2 津波災害にともなう安全対策マニュアル作成指針
平成23年3月 宮崎県教育庁学校政策課
- 3 学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）
平成16年7月 静岡県教育委員会
- 4 学校の津波対策マニュアル（暫定版）
平成23年4月 静岡県教育委員会
- 5 学校災害対応マニュアル
平成21年2月 群馬県教育委員会事務局
- 6 子どもの心のケアのために
平成22年7月 文部科学省
- 6 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
平成24年3月 文部科学省